

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金（平成24年度補正予算）における第3の事業の実績報告書提出の最終期限の延長について

次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金（平成24年度補正予算）における第3の事業（共同住宅や月極駐車場等への充電設備の設置事業）の「実績報告書提出の最終期限」を1年6か月延長します。

	変更前	変更後
実施細則 変更箇所	(実績報告書等) 第9条 交付規程第12条第1項のセンターが別に定める日は <u>平成26年10月31日</u> とする。	(実績報告書等) 第9条 交付規程第12条第1項のセンターが別に定める日は、 <u>第1の事業、第2の事業及び第4の事業については平成26年10月31日とし、第3の事業については平成28年4月28日までとする。</u>
変更内容	—	第3の事業の「実績報告書提出の最終期限」を1年6か月延長し、平成28年4月28日までとします。

- 第3の事業にかかる「実績報告書の提出期限」は、「実績報告書提出の最終期限（平成28年4月28日（木）」または「充電設備設置完了日または補助対象経費分の支払完了日のいずれか遅い日から30日以内」のいずれか早い日となります。
- 第1の事業、第2の事業及び第4の事業については、「実績報告書の提出期限」に変更はありません。
- 全ての事業について、「申請書の提出期限」に変更はありません。

以上